

## みなかみ町風しん予防接種費用助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、風しんウイルスによる風しんを予防するとともに先天性風しん症候群を予防し、住民の健康の保持増進を図ることを目的として、風しんの予防接種(以下「予防接種」という。)の実施に要する費用の一部を助成するみなかみ町風しん予防接種費用助成事業に関し、みなかみ町補助金等に関する規則(平成17年みなかみ町規則第28号)に定めるもののほか、その実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この事業の対象となる者(以下「対象者」という。)はみなかみ町に住所を有し、平成7年4月1日生まれ以前の者のうち次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、風しん罹患歴又は予防接種歴のある者、妊娠中の女性及び現在妊娠している可能性のある女性を除く。

- (1) 今後妊娠の可能性のある女性とその家族
- (2) 現在妊娠中の女性の家族

(助成金の額等)

第3条 助成金の額は、5,000円とし、1人につき1回を限度とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者は、予防接種費用の全額を助成するものとする。

(予防接種の実施)

第4条 予防接種は、町長の要請により予防接種に協力する旨を承諾した医療機関(以下「実施医療機関」という。)に委託して実施するものとする。

(申請)

第5条 予防接種の助成を受けようとする者又はその代理人(以下「申請者」という。)は、みなかみ町風しん予防接種費用助成金交付申請書(様式第1号)に必要事項を記入し、町長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査の上、助成することが適当と認めるときは、風しん(単抗原・MR)ワクチン予診票(様式第2号。以下「予診票」という。)を申請者に交付し、助成することが不適当と認めるときは、その理由を付したみなかみ町費用助成不承認決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(支払方法等)

第7条 交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、予診票を添えて、

予防接種の実施に要した費用の額から決定された助成金の額を控除した額を自己負担額として予防接種を受けた実施医療機関に対して支払うものとする。

(助成金の請求等)

第8条 町長は、交付決定者に対して支給すべき助成金を、当該交付決定者が予防接種を受けた医療機関に対して支払うことができる。

2 前項の規定による支払いがあったときは、交付決定者に対し、助成を行ったものとみなす。

3 実施医療機関は、第1項の規定により、助成金の支払を請求するときは、みなかみ町風しん予防接種費用助成金請求書(様式第4号)に予診票を添付し、町長に請求しなければならない。

4 町長は、前項の規定による請求があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、受理した日から30日以内に当該実施医療機関に支払うものとする。

(台帳の整備)

第9条 町長は、助成金の交付状況を常に明確にするため、みなかみ町風しん予防接種費用助成金交付申請受付書兼助成台帳(様式第5号)を整備する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年6月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成25年4月1日からこの告示の施行の日の前日までの間に予防接種を受けた者で第2条に該当する者は、みなかみ町風しん予防接種費用助成金交付申請書(償還払用)(附則別記様式)及び領収書等により助成金の交付を申請することができる。この場合において、実施医療機関以外で予防接種を受けた場合においても助成金の交付を申請することができる。

3 前項の申請による助成金は、申請者に対して直接支払うものとする。